

「宅建」高速解法テクニック講座 ベストセクション過去問

口頭→書面→デジタル化（問題編）～民法・区分所有法[各所]より

1 ページ目には問題のみ、2 ページ目には問題と正解（○×）が掲載されています。

		解答	出題	正解
1	保証人となるべき者が、口頭で明確に特定の債務につき保証する旨の意思表示を債権者に対してすれば、その保証契約は有効に成立する。		H22-08-2	
2	権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、その合意があった時から1年を経過した時までは、時効は完成しない。		H29-04-1	
3	AからBに対する無償かつ負担なしの甲建物の贈与契約が、書面によってなされた場合、Aはその履行前であれば贈与を解除することができる。		H21-09-1	
4	Bは、Aから建物を贈与（負担なし）する旨の意思表示を受け、これを承諾したが、まだAからBに対する建物の引渡し及び所有権移転登記はされていない。贈与が死因贈与であった場合、それが書面によるものであっても、特別の事情がない限り、Aは、後にいつでも贈与を撤回することができる。		H10-09-4	
5	Aを貸主、Bを借主として、A所有の甲土地につき、使用貸借契約を締結した。Aは、甲土地をBに引き渡す前であれば、書面で契約を締結している場合も自由に解除できる。		R04-06-1改	
6	自筆証書によって遺言をする場合、遺言者は、その全文、日付及び氏名を自書して押印しなければならないが、これに添付する相続財産の目録については、遺言者が毎葉に署名押印すれば、自書でないものも認められる。		R03s-07-1	
7	Bが甲土地の売却を代理する権限をAから書面で与えられている場合、BがCの代理人となってA C間の売買契約を締結したときは、Cは甲土地の所有権を当然に取得する。		H20-03-2	
8	集会の議事録が書面で作成されているときは、議長及び集会に出席した区分所有者の1人がこれに署名し、押印をしなければならない。		H27-13-3	
9	建物の区分所有等に関する法律又は規約により集会において決議をすべき場合において、区分所有者が1人でも反対するときは、集会を開催せずに書面によって決議をすることはできない。		R03-13-1	
10	建物の区分所有等に関する法律又は規約により集会において決議すべきとされた事項であっても、区分所有者全員の書面による合意があったときは、書面による決議があったものとみなされる。		H23-13-4	

「宅建」高速解法テクニック講座 ベストセクション過去問

口頭→書面→デジタル化（問題&解説編）～民法・区分所有法[各所]より

1 ページ目には問題のみ、2 ページ目には問題と正解（○×）が掲載されています。

		解答	出題	正解
1	保証人となるべき者が、口頭で明確に特定の債務につき保証する旨の意思表示を債権者に対してすれば、その保証契約は有効に成立する。		H22-08-2	×
2	権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、その合意があった時から1年を経過した時までは、時効は完成しない。		H29-04-1	○
3	AからBに対する無償かつ負担なしの甲建物の贈与契約が、書面によってなされた場合、Aはその履行前であれば贈与を解除することができる。		H21-09-1	×
4	Bは、Aから建物を贈与（負担なし）する旨の意思表示を受け、これを承諾したが、まだAからBに対する建物の引渡し及び所有権移転登記はされていない。贈与が死因贈与であった場合、それが書面によるものであっても、特別の事情がない限り、Aは、後にいつでも贈与を撤回することができる。		H10-09-4	○
5	Aを貸主、Bを借主として、A所有の甲土地につき、使用貸借契約を締結した。Aは、甲土地をBに引き渡す前であれば、書面で契約を締結している場合も自由に解除できる。		R04-06-1改	×
6	自筆証書によって遺言をする場合、遺言者は、その全文、日付及び氏名を自書して押印しなければならないが、これに添付する相続財産の目録については、遺言者が毎葉に署名押印すれば、自書でないものも認められる。		R03s-07-1	○
7	Bが甲土地の売却を代理する権限をAから書面で与えられている場合、BがCの代理人となってA C間の売買契約を締結したときは、Cは甲土地の所有権を当然に取得する。		H20-03-2	×
8	集会の議事録が書面で作成されているときは、議長及び集会に出席した区分所有者の1人がこれに署名し、押印をしなければならない。		H27-13-3	×
9	建物の区分所有等に関する法律又は規約により集会において決議をすべき場合において、区分所有者が1人でも反対するときは、集会を開催せずに書面によって決議をすることはできない。		R03-13-1	○
10	建物の区分所有等に関する法律又は規約により集会において決議すべきとされた事項であっても、区分所有者全員の書面による合意があったときは、書面による決議があったものとみなされる。		H23-13-4	○